

令和3年第7回三郷市農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和3年7月27日(火) 午後1時30分から午後3時43分

2. 開催場所 農業委員会議室(7階)

3. 議長 岡庭 丈夫(会長)

4. 出席委員(13人)

席次	氏名	出欠	席次	氏名	出欠
1	石井 昌明	出	10	鶴岡千鶴子	出
2	中村 誠	出	11	大久保貴章	出
3	大熊 陽子	出	12	島根 至代	出
4	岡庭 早苗	欠	13	内田 和夫	出
5	沖 久雄	出	14	岡庭 丈夫	出
6	篠田 義昭	出	推進	中村 清隆	出
7	秋谷 直那	出	推進	浅香 利明	出
8	榎本 貞夫	出	推進	恩田 英世	出
9	戸邊 勲	出	推進	染谷 義人	出

5. 議事日程

第1 開会宣告

第2 会長挨拶

第3 会議録署名委員の指名

第4 報告第1号 農地法第4条の規定による許可申請書の取下願いについて

報告第2号 農地法第5条の規定による許可申請書の取下願いについて

報告第3号 農地法第5条第1項第1号の規定に基づく届出について

(公共事業に伴う一時転用)

報告第4号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第5号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出について

報告第6号 証明書の発行状況について

第5 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の許可を承認することについて

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について意見を求める件

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について意見を求める件

議案第4号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

第6 その他

(1) 審議会、協議会の報告について

(2) その他

第7 閉会宣告

6. 農業委員会事務局職員（会議書記）

事務局長 羽ヶ崎 司
局長補佐 吉田 正英
主 任 高瀬 和則

7. 会議の概要

戸邊 会長職務代理	委員の皆様、こんにちは。ただいまから、令和3年7月農業委員会総会の開催に当たりまして、岡庭会長より開会宣言及びご挨拶をお願いいたします。
会長 (以下議長)	(開会の宣言及び開会のあいさつ)
議長	先ほど申し上げたとおり、出席委員は岡庭早苗委員を除いて全委員の出席でございます。よって、定足数に達しておりますので、会議は成立していることをご報告いたします。 それでは、会議規則第13条第2項の規定により署名委員の指名をいたします。 1番 石井昌明委員、2番 中村誠委員、お願いいたします。 (本人承諾の返事)
議長	それでは、次第に従いまして順次進めてまいりたいと思います。 まず、報告事項の朗読を事務局をお願いいたします。
事務局	(報告事項読み上げ)
議長	ありがとうございます。 報告事項につきましては、お目通しをいただきまして、何かございましたら後ほど事務局までお願いをいたします。
議長	それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の許可を承認することについて」を上程いたします。 議案第1号、1番について事務局に議案の朗読をお願いいたします。
事務局	議案第1号1番につきましては、申請の取下げがありましたことをご報告いたします。
議長	ただいま事務局から報告のとおり、取下げがございました。

議案第1号1番につきましては審議をいたしませんので、よろしくお願いたします。

それでは、続きまして、議案第2号の上程前にビデオ上映に入りますので、事務局で準備をお願いします。

【議案第2号、第3号に係る申請地のビデオ上映】

議長

再開します。

議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について意見を求める件」を上程いたします。

なお、今月内容調査会を行った案件について報告いたします。

今月は議案第2号1番、2番、3番、4番並びに議案第3号4番、5番、7番、8番につきまして内容調査会を開催し、聞き取りを行っています。

それでは、議案第2号1番について事務局に議案の朗読をお願いいたします。

事務局

議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について意見を求める件」、番号1番、申請人住所・氏名「〇〇・〇〇」、土地の表示「半田〇〇番」、地目「田」、地積「〇〇㎡」、施設概要「貸駐車場」。

申請地の農地区分は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地であり、新三郷駅の駅施設からおおむね300m以内にあるため、第3種農地であると判断されます。

以上です。

議長

ありがとうございます。

この案件は戸邊代理の担当でございます。戸邊代理に内容説明をお願いいたします。

戸邊

会長職務代理

それでは、議案第2号1番につきまして説明させていただきます。

申請人、土地の表示、施設の概要については、事務局の説明どおりでございますので省略させていただきます。また、現地につきましてもビデオどおりでございますので、省略させていただきます。

今回の転用申請の目的は、駐車場用地です。

(利用計画について説明)

隣地の同意はございます。

それでは、理由書が出ておりますので、朗読させていただきます。

(理由書朗読)

以上でございます。

被害防除についてですが、東側、新設単管パイプ柵、アイドリングストップ看板、西側、出入口設置、出入口は粉碎石飛散防止舗装、これは地盤安定後の

予定です。道路の照明灯、道路中心より2mの後退、案内看板等がございます。南側は既設の単管パイプ柵です。北側については新設単管パイプ柵、敷地内は砂利敷き、雨水浸透を図るためということです。

その他として誓約書もございます。

(資金計画について説明)

以上です。

議長

ありがとうございます。

ただいま議案第2号1番について説明が終わりました。ご意見、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。

【挙手なし】

議長

質疑を打ち切ります。

採決をいたします。

議案第2号1番に賛成の方は挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

議長

ありがとうございます。

採決の結果、全員賛成でございます。原案のとおり許可相当として意見を付して県知事へ送付をいたします。

1番 貸駐車場 (全員賛成)

議長

続きまして、議案第2号2番について、事務局に議案の朗読をお願いいたします。

事務局

議案第2号2番、申請人住所・氏名「〇〇・〇〇」、土地の表示「前間〇〇番」、地目「田」、地積「〇〇㎡」、施設概要「貸駐車場」。

申請地の農地区分は市街地化が見込まれる区域内にある農地であり、その規模がおおむね10ha未満であるため、第2種農地であると判断されます。

以上です。

議長

ありがとうございます。

この案件は榎本委員の担当でございます。榎本委員に内容説明をお願いいたします。

榎本委員

それでは、議案第2号2番について、説明させていただきます。

申請人、土地の表示、施設概要について説明がありました。また、申請地に

についてもビデオで確認をいただいたとおりでございますので、説明を割愛させていただきます。

(申請人について説明)

申請の理由については理由書がございますので、読み上げさせていただきます。

(理由書朗読)

申請地までの距離は、自宅の西の道路を挟みましてすぐそばのところであります。距離にして20mくらいかと思われま

(利用計画について説明)

隣地の同意ですが、北側の畑の地主さんから同意書をいただいております。被害防除ですが、東側、新設のコンクリートブロック、東側は道路と面しておりますので、道路の中心線より2m後退して設置するとのことです。

また、出入口は東側にあります。その出入口は幾らか北のほうに寄ったところにつきまして幅4m、奥行き5mについてはコンクリートの舗装をするということです。また、停止線、駐車場案内看板を設置するとのことです。

西側については新設のコンクリートブロック、また、南側については幾分深い高低差のある水路がございますので、新設の型枠土止めをした後、内側に単管柵、高さ1.2m程度を設置するとのことです。

北側については、新設のコンクリートブロック、また、敷地内は砂利敷きです。

その他参考事項としまして、誓約書があります。

(資金計画について説明)

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

ありがとうございます。

ただいま議案第2号2番について説明が終わりました。ご意見、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。

【挙手なし】

議長

質疑を打ち切ります。

採決をいたします。

議案第2号2番に賛成の方は挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

議長

ありがとうございます。

採決の結果、全員賛成でございます。原案のとおり許可相当として意見を付して県知事へ送付をいたします。

2番 貸駐車場 (全員賛成)

議長 続きます、議案第2号3番について、事務局に議案の朗読をお願いします。

事務局 議案第2号3番です。申請人住所・氏名「〇〇・〇〇」、土地の表示「南蓮沼〇〇番」、地目「畑」、地積「〇〇㎡」、施設概要「貸駐車場」。

申請地の農地区分は市街地化が見込まれる区域内にある農地であり、その規模がおおむね10ha未満であるため、第2種農地であると判断されます。

以上です。

議長 ありがとうございます。この案件は大久保委員の担当です。大久保委員に内容説明をお願いいたします。

大久保委員 それでは、議案第2号3番について説明いたします。

申請人の住所・氏名、土地の表示、施設概要についてはただいま事務局の説明どおりですので、省略させていただきます。また、現地についても先ほどのビデオのとおりですので、省略させていただきます。

(申請人について説明)

今回の転用申請の目的は、貸駐車場です。

(利用計画について説明)

理由書が提出されておりますので、読み上げさせていただきます。

(理由書朗読)

隣地の同意ですが、必要ないとのことですが。

被害防除について説明させていただきます。

東側、新設板柵土止め、一部隣地コンクリート土止め、西側、新設板柵土止め、南側、新設板柵土止め、北側、出入口辺りは5m×4mのアスファルト舗装です。そこに停止線、駐車場案内看板、敷地内は砂利敷きということですが。

自宅から申請地までの距離は約200mで、徒歩で2分くらいだそうです。

その他参考事項としましては誓約書があります。駐車場要望書、4台ともあります。

(資金計画について説明)

アイドリングストップ看板については6台未満のため必要ないとのことですが。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

ただいま議案第2号3番について説明が終わりました。ご意見、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。

【挙手なし】

議長

質疑を打ち切ります。

採決をいたします。

議案第2号3番について賛成の方は挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

議長

ありがとうございます。

採決の結果、全員賛成でございます。原案のとおり許可相当として意見を付して県知事へ送付をいたします。

3番 貸駐車場 (全員賛成)

議長

続きまして、議案第2号4番について、事務局に議案の朗読をお願いいたします。

事務局

議案第2号4番です。申請人住所・氏名「〇〇・〇〇」、土地の表示「半田〇〇番」、地目「田」、地積「〇〇㎡」、施設概要「貸駐車場」。

申請地の農地区分は市街地化が見込まれる区域内にある農地であり、その規模がおおむね10ha未満であるため、第2種農地であると判断されます。

以上です。

議長

ありがとうございます。

この案件は戸邊代理の担当でございます。戸邊代理に内容説明をお願いいたします。

戸邊

会長職務代理

議案第2号4番についての説明をさせていただきます。

土地の表示、施設の概要については事務局の説明どおりですので、省略させていただきます。また、現地につきましてもビデオどおりですので、省略させていただきます。

(申請人について説明)

今回の転用申請の目的は、駐車場用地です。

(利用計画について説明)

隣地の同意は必要ございません。

理由書が提出されておりますので、朗読させていただきます。

(理由書朗読)

被害防除といたしましては、東側にRC土留め、プラスブロック1段、月極駐車場看板を設置いたします。

南側、RC土留め、プラスブロック1段、西側もRC土留め、プラスブロック1段、敷地内はアスファルト舗装となります。

申請地は道路と接続していません。

申請者本人の敷地を通って中に入る仕組みの駐車場です。

停止線については宅地となっておりますご本人の出入口、排水についてもそこに大きな排水溝を造ってありますので、水のほうの心配もないかと思われま

す。
その他参考事項といたしますと誓約書がございます。

(資金計画について説明)

農地区分としては2種農地となります。駐車場台数が6台未満のためアイドリングストップ看板はございません。

以上で説明を終わります。

議長

ありがとうございます。

ただいま議案第2号4番について説明が終わりました。ご意見、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。

【挙手なし】

議長

質疑を打ち切ります。

採決をいたします。

議案第2号4番に賛成の方は挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

議長

ありがとうございます。

採決の結果、全員賛成でございます。原案のとおり許可相当として意見を付して県知事へ送付をいたします。

4番 貸駐車場 (全員賛成)

議長

続きまして、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について意見を求める件」を上程いたします。

それでは、議案第3号1番について、事務局に議案の朗読をお願いいたします。

事務局

議案第3号1番につきましては、申請の取下げがありましたことを報告いたします。

以上です。

議長

ありがとうございます。

議案第3号1番につきましては、ただいま事務局報告のとおり、取下げがご

ございましたので、審議はいたしませんことをご報告いたします。

議長

続きまして、議案第3号2番について、事務局に議案の朗読をお願いいたします。

事務局

議案第3号2番につきましては、申請の取下げがありましたことを報告いたします。

議長

ありがとうございます。

ただいま事務局報告のとおり、議案第3号2番につきましては取下げがございましたので、審議をいたしませんのでお願いいたします。

議長

続きまして、議案第3号3番について、事務局に議案の朗読をお願いいたします。

事務局

議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について意見を求める件」、番号3番です。譲渡人住所・氏名「〇〇・〇〇」、譲受人住所・氏名「〇〇・〇〇」、土地の表示「市助〇〇番」、同じく〇〇番、計2筆、〇〇平米、権利種類「賃貸借」、地目「畑」、地積「〇〇㎡」、施設概要「住宅用地」。

申請地の農地区分は市街地化が見込まれる区域内にある農地であり、その規模がおおむね10ha未満であるため、第2種農地であると判断されます。

以上です。

議長

ありがとうございます。

この案件は、私、岡庭の担当でございます。私から内容説明を申し上げます。それでは、ただいまから議案第3号3番について説明をさせていただきます。

譲渡人、譲受人、また、権利の種類、土地の表示、施設概要につきましては、ただいま事務局報告のとおりのため割愛させていただきます。

申請地についてはビデオのとおりでございますので、省略させていただきます。

まず、理由書から読み上げさせていただきます。

(理由書朗読)

今回の転用申請の目的は、住宅用地となります。

(利用計画について説明)

隣地の同意については必要ございません。

被害防除ですが、東側、新設コンクリートブロック2段積み、西側、大場川沿いの道路が4m未満となっておりますので、道路端より道路後退をして行うということでございます。後退部分は砂利敷きとなります。南側、新設コンクリートブロック2段、北側、新設コンクリートブロック2段、汚水については

合併浄化槽〇〇人槽で処理して、北側に水路がありますので、こちらに放流ということです。雨水は、雨水簡易浸透ますより北側の水路に放流ということです。

(資金計画について説明)

農地区分は第2種農地です。

よろしくご審議のほどお願いしたいと思います。

以上でございます。

議長

ただいま議案第3号3番について説明が終わりました。ご意見、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。

【挙手なし】

議長

質疑を打ち切ります。

採決をいたします。

議案第3号3番に賛成の方は挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

議長

ありがとうございます。

採決の結果、全員賛成でございます。原案のとおり許可相当として意見を付して県知事へ送付をいたします。

3番 住宅用地 (全員賛成)

議長

続きまして、議案第3号4番について、事務局に議案の朗読をお願いいたします。

事務局

4番です。

譲渡人住所・氏名「申請は計3筆、〇〇・〇〇」、譲受人住所・氏名「〇〇・〇〇」、権利種類「賃貸借」、土地の表示「鷹野三丁目〇〇番、同じく〇〇番、同じく〇〇番」、地目「3筆全て田」、地積は「計〇〇平米」、施設概要「重機置場、機材置場、部材置場用地」でございます。

申請地の農地区分は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地であり、外郭環状道路三郷南の入り口がおおむね300m以内にあるため、第3種農地であると判断されます。

以上です。

議長

ありがとうございます。

この案件は内田委員の担当でございます。内田委員に内容説明をお願いいた

します。

内田委員

それでは、ただいまから議案第3号4番についてご説明いたします。

譲渡人、譲受人、権利種類、土地の表示等につきましては、事務局と同じです。省略いたします。また、現地につきましても、ビデオどおりですので、省略いたします。

(申請人について説明)

今回の転用目的は重機置場、機材及び部材の置場ということで、理由書が届いておりますので、読み上げます。

(理由書朗読)

隣地の同意は必要ございません。

被害防除ですが、東側、既設コンクリート土留めがあります。そこに新設鋼板塀、約3mを設置します。西側、隣地に既設鋼板塀、これも3mの鋼板塀がありますのでそれを使用します。南側、敷地内に既設コンクリート土留めあり、新設コンクリートを打ちます。厚み10cmです。北側、出入口、アスファルト舗装、14m×11.5m、ここに停止線を設置します。道路管理者に道路工事占有承認申請は提出済みです。

占有物は新設ヒューム管、パイ300mm、新設U字溝・柵2か所、そこにその後会社案内看板、出入口にキャスターゲート、高さ1.8mを設置する予定です。

(資金計画について説明)

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

ただいま議案第3号4番について説明が終わりました。ご意見、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。

【挙手なし】

議長

質疑を打ち切ります。

採決をいたします。

議案第3号4番に賛成の方は挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

議長

ありがとうございます。

採決の結果、全員賛成でございます。原案のとおり許可相当として意見を付して県知事へ送付をいたします。

4番 重機置場、資材置場、部材置場用地 (全員賛成)

議長

ここで暫時休憩といたします。
開会時間2時35分をお願いいたします。

【暫時休憩】

議長

休憩前に引き続き会議を開きます。

議長

続きまして、議案第3号5番について、事務局に議案の朗読をお願いいたします。

事務局

議案第3号5番、譲渡人住所氏名「〇〇・〇〇」、譲受人住所氏名「〇〇・〇〇」、権利種類「売買」、土地の表示「鷹野3丁目〇〇番」、地目「田」、地積「〇〇平米」、施設概要「重機置場・駐車場用地」

申請地の農地区分は市街地化が見込まれる区域内にある農地であり、その規模がおおむね10ha未満であるため、第2種農地であると判断されます。

以上です。

議長

ありがとうございます。

この案件は内田委員の担当でございます。内田委員に内容説明をお願いいたします。

内田委員

それでは、ただいまから議案第3号5番の説明をさせていただきます。

譲受人及び譲渡人の住所、氏名、権利種類、土地の表示、施設概要につきましては、先ほど事務局の説明どおりでございますので、省略といたします。

また、現地の説明につきましても、ビデオのとおりでございますので、省略いたします。

(申請人について説明)

被害防除ですが、東側・西側・南側に新設鋼板塀、約高さ3mを設置します。北側は出入口になります。出入口は高さ1.8mのジャバラゲートを設置し、出入口以外の場所に新設鋼板塀を設置します。

北側出入口・敷地内に、碎石飛散防止の鋼板敷、停止線を設置します。

南側隣接の水路の申請地と既設コンクリート柵渠の間に新設防草コンクリート打ち、厚さ10cmです。

出入口脇に「会社案内看板」、新設鋼板塀に「アイドリングストップ看板」を設置します。

場内は碎石敷きです。雨水浸透100%を図ります。

その他参考事項として、誓約書があります。

(資金計画について説明)

説明は以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

ただいま議案第3号5番について説明が終わりました。ご意見、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。

【挙手なし】

議長

質疑を打ち切ります。

採決をいたします。

議案第3号5番に賛成の方は挙手をお願いいたします。

【挙手多数】

議長

ありがとうございます。

採決の結果、賛成多数であります。原案のとおり許可相当として意見を付して県知事へ送付をいたします。

3番 重機置場、駐車場用地 (賛成多数)

議長

続きまして、議案第3号6番について、事務局に議案の朗読をお願いいたします。

事務局

6番です。譲渡人住所氏名「〇〇・〇〇」、権利種類「所有権・売買」、土地の表示「田中新田〇〇」、地目「畑」、地積「〇〇平米」、施設概要「居宅」。

申請地の農地区分は農用地区域外にある農地であり、良好な営農条件を備える農地として、その規模がおおむね10ha以上あるため第1種農地であると判断されます。

なお、第1種農地は原則不許可であります。当該案件での利用目的は居宅であり、農地転用の不許可の例外に該当すると判断されます。

以上です。

議長

ありがとうございます。

この案件は榎本委員の担当でございます。榎本委員に内容説明をお願いいたします。

榎本委員

それでは、議案第3号6番についてご説明を申し上げます。

先ほど事務局から譲渡人、譲受人、権利の種類、土地の表示、施設概要につ

議長	代理からお願いします。
戸邊 会長職務代理	(挙手により質問) 許可申請書の「その他参考になるべき事項」に「都市計画法第29条第1項の規定による許可申請済み」となっています。詳細の説明をお願いいたします。都市計画法の許可に該当する理由等が分かれば良いと思います。
事務局	最初の都市計画法29条については様々な許可要件がございまして、こちらの部分は開発指導課が担当です。 確かに申請書には、都市計画法第34条12号と記入されていますが、具体的な理由は記入されていません。
議長	では、局長から回答をお願いします。
羽ヶ崎事務局 長	開発事業における事前協議は、開発指導課で行っており、その詳細な部分についてはもうすでに終了しております。 農地転用許可申請は、協議が成立できる見込みがあるということで進めております。 都市計画法の許可申請は、開発指導課において事前協議後に行っており、6親等というところでの開発許可要件に該当する前提で進んでおります。 こちら29条第1項の規定によるという書き方ではなく、もう少し柔らかい、何というか、分家なのか、どういったものなのかという書きっぷりに、今後は改めさせていただきます。
事務局	今回の申請では、譲渡人と譲受人は、親子であることは分かっています。 開発指導課の都市計画法許可申請手続きと農地転用は、同時進行であることもあり、今回の申請の場合、都市計画法の許可要件等詳細についての連絡はきておりませんが「調整区域に居住する親族」で事務手続きが進んでいることは承知しております。 許可申請書受付時の留意事項として、「その他参考になるべき事項」の記入内容の確認、及び受付後の資料作成において、分かりやすくすることを心がけます。
戸邊 会長職務代理	了解しました。
議長	ほかにございますか。 【挙手なし】
議長	質疑を打ち切ります。

採決をいたします。

議案第3号6番に賛成の方は挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

議長

ありがとうございます。

採決の結果、全員賛成でございます。原案のとおり許可相当として意見を付して県知事へ送付をいたします。

6番 居宅 (全員賛成)

議長

続きまして、議案第3号7番について、事務局に議案の朗読をお願いいたします。

事務局

7番です。譲渡人住所氏名「〇〇・〇〇」、権利種類「所有権・売買」、土地の表示「栄4丁目〇〇番」、地目「田」、地積「〇〇平米」、施設概要「駐車場用地」。

申請地の農地区分は市街地化が見込まれる区域内にある農地であり、その規模がおおむね10ha未満であるため、第2種農地であると判断されます。

以上です。

議長

ありがとうございます。

この案件は篠田委員の担当でございます。篠田委員に内容説明をお願いいたします。

篠田委員

それでは、ただいまから議案第3号7番を説明させていただきます。

譲受人及び譲渡人の住所、氏名、権利種類、土地の表示、施設概要につきましては、先ほど事務局の説明どおりでございますので省略させていただきます。

また、現地の説明についてもビデオのとおりでございますので省略いたします。

(申請人について説明)

続いて、今回の申請の利用計画についてです。

(利用計画について説明)

隣地の同意はあります。

ここで理由書が提出されておりますので、読み上げさせていただきます。

(理由書朗読)

続いて、被害防除の関係です。

北側が出入口になっております。出入口を設置し、停止線がつきます。出入口付近はアスファルト舗装、4m×5m、東側は自宅敷地となっております。

特にありません。西側は既設の土留め、南側は既設の土留め、申請地脇の水路際に新設のコンクリート打設をいたします。厚さは10cmでございます。敷地内は砂利敷きです。以上が被害防除です。

その他参考事項といたしまして、誓約書が提出されております。

(資金計画について説明)

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

ありがとうございます。

ただいま議案第3号7番について説明が終わりました。ご意見、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。

【挙手なし】

議長

質疑を打ち切ります。

採決をいたします。

議案第3号7番に賛成の方は挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

議長

ありがとうございます。

採決の結果、全員賛成でございます。原案のとおり許可相当として意見を付して県知事へ送付をいたします。

7番 駐車場用地 (全員賛成)

議長

続きまして、議案第3号8番について、事務局に議案の朗読をお願いいたします。

事務局

8番です。譲渡人住所氏名「〇〇・〇〇」、土地の表示「新和3丁目〇〇番、同じく〇〇番、同じく〇〇番、同じく〇〇番、同じく〇〇番、同じく〇〇番、同じく〇〇番、同じく〇〇番、計9筆」、地目は「9筆全て田」、地積「計〇〇平米」、施設概要「駐車場用地」。

申請地の農地区分は市街地化が見込まれる区域内にある農地であり、その規模がおおむね10ha未満であるため、第2種農地であると判断されます。

以上です。

議長

ありがとうございます。

この案件は、私、岡庭の担当でございます。私から内容説明を申し上げます。

それでは、議案第3号8番について説明をさせていただきます。

譲渡人、譲受人、権利の種類、土地の表示、施設概要についてはただいま事

務局のとおりですので、割愛させていただきます。

また、申請地については、ビデオのとおりですので、省略させていただきます。

(申請人について説明)

今回の転用目的は、駐車場用地です。

(土地利用について説明)

理由書が届いておりますので、読み上げさせていただきます。

(理由書朗読)

隣地の同意はあります。

被害防除についてです。

東側、新設ブロックフェンス1.2m、アイドリングストップ看板設置、西側、新設L型擁壁1.2m、フェンスを1.2m、アイドリングストップ看板設置、南側、新設ブロックフェンス1.2m、北側、新設ブロック、出入口、水路があるために新設にボックス暗渠を設置しまして水路占用許可をいただいております。出入口付近はアスファルト舗装、停止線、会社案内看板を設置するということです。

敷地内におきましては全て砂利敷きとなっております。

その他特にありません。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

説明は以上とさせていただきます。

議長

ただいま議案第3号8番について説明が終わりました。ご意見、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。

【挙手なし】

議長

質疑を打ち切ります。

採決をいたします。

議案第3号8番に賛成の方は挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

議長

ありがとうございます。

採決の結果、全員賛成でございます。原案のとおり許可相当として意見を付して県知事へ送付をいたします。

8番 駐車場用地 (全員賛成)

議長

続きまして、議案第4号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」を上程いたします。

それでは、議案第4号1番について事務局に議案の朗読をお願いいたします。

事務局

議案第4号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」は1件です。
被相続人住所氏名「〇〇・〇〇」、土地の表示「采女1丁目〇〇番、〇〇番、〇〇番、〇〇番、〇〇番、〇〇番、〇〇番、〇〇番、〇〇番、〇〇番、〇〇番、計12筆」、地目「12筆のうち〇〇筆は田、〇〇筆は畑」、地積「〇〇平米、〇〇平米、〇〇平米、〇〇平米、〇〇平米、〇〇平米、〇〇平米、〇〇平米、〇〇平米、〇〇平米、〇〇平米、計12筆〇〇平米」、
経営面積は、〇〇平米です。
相続開始年月日は、令和〇〇年〇〇月〇〇日です。
以上です。

議長

ありがとうございます。
この案件は中村誠委員の担当でございます。中村委員に内容説明をお願いいたします。

中村誠委員

では、ただいまより議案4号1番の説明に入らせていただきます。
相続人に関してはただいまの事務局の説明どおりですので、省略させていただきます。
(申請地、申請者、経営状況について説明)
以上で説明を終わらせていただきます。よろしく審議のほどお願いいたします。

議長

ありがとうございます。
ただいま議案第4号1番について説明が終わりました。ご意見、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。

【挙手なし】

議長

質疑を打ち切ります。
採決をいたします。
議案第4号1番に賛成の方は挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

議長

ありがとうございます。
採決の結果、全員賛成でございます。原案のとおり承認いたします。

ここで資料配付のために暫時休憩といたします。

再開時間、3時20分開会をお願いいたします。

議長

【暫時休憩】

議長

では、再開いたします。

議長

続きまして、議案第5号「生産緑地の取得のあっせん依頼の回答について」を本日の総会に議題として追加したい旨事務局より提案がありましたので、本日の議事に追加したいと思いますが、ご異議ございませんか。

【異議なし】

議長

異議なしと認めます。

それでは、議案第5号を追加し、審議をいたします。

既に事務局から資料の配布を行っておりますので、それに沿って進めていきたいと思っております。

それでは、議案第5号1番「生産緑地の取得のあっせん依頼の回答について」を上程いたします。

議案第5号1番については中村誠委員の担当でございます。中村委員に内容説明をお願いいたします。

中村誠委員

では、ただいまの5号1番の説明に入らせていただきます。

議案第5号についてですが、先月総会の議案第4号「生産緑地の取得のあっせんについて」の議決を経て、農業委員会において三郷第105号生産緑地地区における取得のあっせんをすることになりました。それを受けて、近隣の農家組合長を通じて近隣農業者へのあっせんを行いました。取得希望者が現れず、あっせんができない状況でございます。

以上、簡単ですが、ご報告申し上げます。

議長

ありがとうございます。

ただいま議案第5号1番について説明が終わりました。ご意見、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。

【挙手なし】

議長

質疑を打ち切ります。

採決をいたします。

議案第5号1番に賛成の方は挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

議長 ありがとうございます。
採決の結果、全員賛成でございます。原案のとおり承認いたします。

議長 続きまして、その他に移らせていただきます。
まず、最初に、その他（１）審議会、協議会の報告について、ございましたら挙手にてお願いします。
石井委員。

石井委員 7月7日に第2回環境行動推進事業実行委員会が開催され、議題が3つ1つ目ですが、環境フェスタについて、開催予定が9月26日でしたが、オリンピック閉幕20日後ということで、感染者数の増加が予想されるため中止となりました。
2つ目ですが、環境ポスターコンクールについて、このコンクールの目的として、環境に対する意識の啓発で、募集対象が小・中学生の部、高校生・一般の部の2部門であります。募集期間は7月中旬から8月27日まで、その結果の発表は9月24日、市のホームページに掲載する予定です。
3つ目として、緑のカーテンコンテストについて、目的として、緑のカーテンの普及、温暖化防止活動の推進、募集対象が一般の部、団体の部の2部門です。募集期間です。7月2日から9月3日まで、約2か月、結果発表は受賞者に文書で通知をするということです。
私からは以上です。

議長 ありがとうございます。
ほかに審議会、協議会でありますか。
中村委員、お願いします。

中村委員 今月19日に6階全員協議会室におきまして三郷市都市計画審議会がございました。
議案は三郷市都市計画マスタープランの策定でございます。
1つ目として、再生エネルギー、2番目は福祉、3番目が防災について協議いたしました。
続きまして、その他の部でしたが、生産緑地のあっせん状況が議題に上がり、不調に終わりましたことの報告がございました。
以上です。

議長 ありがとうございます。
そのほか審議会、協議会でございましたら。
内田委員。

内田委員	<p>今年6月、令和3年度三郷市農業再生協議会の通常総会が開催される予定だったのですが、コロナ禍で書面表決になりました。令和3年7月13日付で書面表決が可決されましたという連絡を受けました。</p> <p>内容については、議案第1号が令和2年度事業報告及び収支決算報告、議案第2号については令和3年度事業計画及び収支予算についてです。内容的には特に変更はありませんでした。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございます。</p> <p>ほかにございますか。</p> <p>【挙手なし】</p>
議長	<p>それでは、事務局からの連絡事項ということで、局長からお願いいたします。</p>
羽ヶ崎事務局 長	<p>それでは、事務局より報告をいたします。</p> <p>①農地利用最適化推進活動活性化研修会について</p> <p>②農家基本台帳調査について</p> <p>③今後の会議について</p> <p>④ギリシャ選手団の三郷市での事前キャンプについて</p>
議長	<p>ありがとうございます。</p> <p>続きまして、農業振興課からの連絡事項につきまして、補佐から。</p>
吉田補佐	<p>①第45回三郷市農業祭運営委員会について</p> <p>②生き生き農業体験講座、</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、2点ほど。</p> <p>Z o o mで行う研修会について</p> <p>基本的に全員参加です。服装は自由。</p> <p>以上で全て終わります。</p> <p>今月の総会はこれで閉会とさせていただきます。</p> <p>閉会に当たりまして、戸邊代理から閉会のご挨拶をお願いしたいと思います。</p>
戸邊 会長職務代理	<p>皆さんお疲れ様でした。長時間にわたりまして慎重なご審議ありがとうございました。</p>

今月の総会では、農地法4条が4件、5条が6件許可相当になりました。また、納税猶予適格者証明に係る件、生産緑地の取得のあっせん依頼の回答について承認と多くの審議事項がございました。

審議内容を確認するとともに、円滑な総会運営にご協力いただきましてありがとうございます。

以上をもちましてご挨拶とさせていただきます。皆様お疲れさまでした。